

<保存版>

名南中学校 非常事態時の対応について

暴風・大雨や東海地震等の非常事態に備え、生徒の安全を確保するため、下記のように対応します。ご協力をくださいますようお願いいたします。

この文書は、見やすい場所に掲示をお願いします。

	「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」	「特別警報」(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪) 「避難勧告・避難指示」	「暴風警報」「暴風雪警報」	「津波警報」「大津波警報」	市域に震度5弱の地震	「大雨警報」「大雪警報」 「洪水警報」「高潮警報」
	が発表された場合	が発令された場合		が発令された場合	が発生した場合	が発令された場合
登校前	学校から連絡(「きずなネット学校連絡網」等)がない限り、通常通り登校する。 ただし、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決めなど、日頃からの地震への備えを確認する。	通常どおり授業を行う	← ①午前6時までに解除された時	通常どおり授業を行う	← ①午前6時までに解除された時	登校せず、安全な場所に避難する。安全が確認されるまで、避難を継続する。学校からの連絡があるまで臨時休業日とします。
		午前中の授業は中止	← ②午前6時現在警報が解除されない時	午前中の授業は中止	← ②午前6時現在警報が解除されない時	
		午後の授業を行う (昼食をとり、午後1時までに登校)	← ③午前11時現在警報が解除された時	午後の授業を行う (昼食をとり、午後1時までに登校)	← ③午前11時現在警報が解除された時	
		当日の授業は中止	← ④午前11時までに警報が解除されない時	当日の授業は中止	← ④午前11時までに警報が解除されない時	
在校中	学校から「きずなネット学校連絡網」等にて連絡を入れる。 状況によっては、保護者の引き取りにより下校する。	授業を中止 教育活動を打ち切り、教室にて待機させ、保護者・家族またはあらかじめお知らせいただいた代理人に引き渡す。「特別警報」が発表されたら、気象状況・地域の安全を十分に確認した上で、学校にお迎えに来て下さい。		授業を中止 教育活動を打ち切り、通学路の安全を確認し、速やかに帰宅させる。(気象状況によっては、学校に待機させる場合がある)		授業を中止 教育活動を打ち切り、安全な場所に避難、待機させ、保護者・家族またはあらかじめお知らせいただいた代理人に引き渡す。
		登校中は、原則としてそのまま登校し、「在校中」に準じた措置をとる。 下校途中は、そのまま下校する。		登校中、強い揺れを感じたら、身の安全を確保し、無理な登校はしない。家庭に引き返した場合は、学校へ連絡する。下校途中は、身の安全を確保しつつ、そのまま下校。		
登下校中						下校時に危険が予測される場合には、待機させ、保護者・家族またはあらかじめお知らせいただいた代理人に引き渡す。
解除	「登校前」に準じた措置をとる。	上記警報、避難勧告・指示が解除された場合				学校からの連絡があるまで臨時休業日とします。学校再開時は通学路の安全を確認し、登校する。危険を感じた場合は無理に登校せず、学校へ連絡する。
		① 午前6時までに解除された場合…………… 通常どおり授業を行う。 ② 午前6時～11時の間に解除された場合…………… 午後の授業を行う。(昼食をとり午後1時までに登校。ランチなし) ③ 午前11時以降に解除された場合…………… その日の授業は行わない。				

★ 非常時の対応については、以下の2つの手段で学校から情報を発信します。

しかし、非常時はうまく流れないこともありますので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報をもとに、上記の表にしたがってご判断いただきたいと思います。

地域によって状況が違う場合が予想されます。お子様の安全確保を第一に対応をご判断ください。

○ 名古屋市緊急情報メール配信システム「きずなネット学校連絡網」

○ 名南中ホームページ<<http://www.meinan-j.nagoya.ed.jp>>

※「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると気象庁が評価した場合に発表されます。

※ 警報が解除されて登校する場合、危険を感じた場合は、無理な登校は避け、学校に連絡をしてください。通学路の安全を確認して登校するようにしてください。

※ 修学旅行、稲武野外学習、その他の校外学習についても上記と同様の対応をします。出発後に発表された場合には、的確な情報を集め、適切な措置を講じます。

※ 冠水、出水、危険な側溝・水路等を見た場合は、すぐに名南中学校へお知らせください。☎611-2641

※ 大雨・暴風警報及び注意報の発令区域が、次のように変更されています。(改正前:「愛知県」「愛知県西部」「尾張東部」→改正後:「名古屋市」)

※ 津波警報、大津波警報の発令区域は「伊勢・三河湾」で判断し、「愛知県外海」は該当区域ではありません。

※ 大地震のときは、電話やメールが通じないなど通信機能がマヒすること考えられます。連絡がとれなくてもこの対応表にそって行動をお願いします。